

事業の趣旨

- 新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響により、特に厳しい経営状況に直面している飲食・サービス業などの小規模事業者を対象として、その事業継続を支援
- 国において講じることとされている給付金(経済産業省「持続化給付金」)の支給に先立ち、当面の固定費等(家賃や光熱費等)に充当できる給付金を創設

事業の概要

- 給付金額 20万円/者
- 対象者 次の条件を満たす小規模事業者※
 - ・ 令和2年1~4月のいずれかの月の売上げが前年比75%以上減少していること
 - ・ 経済産業省「持続化給付金」の申請を予定していること

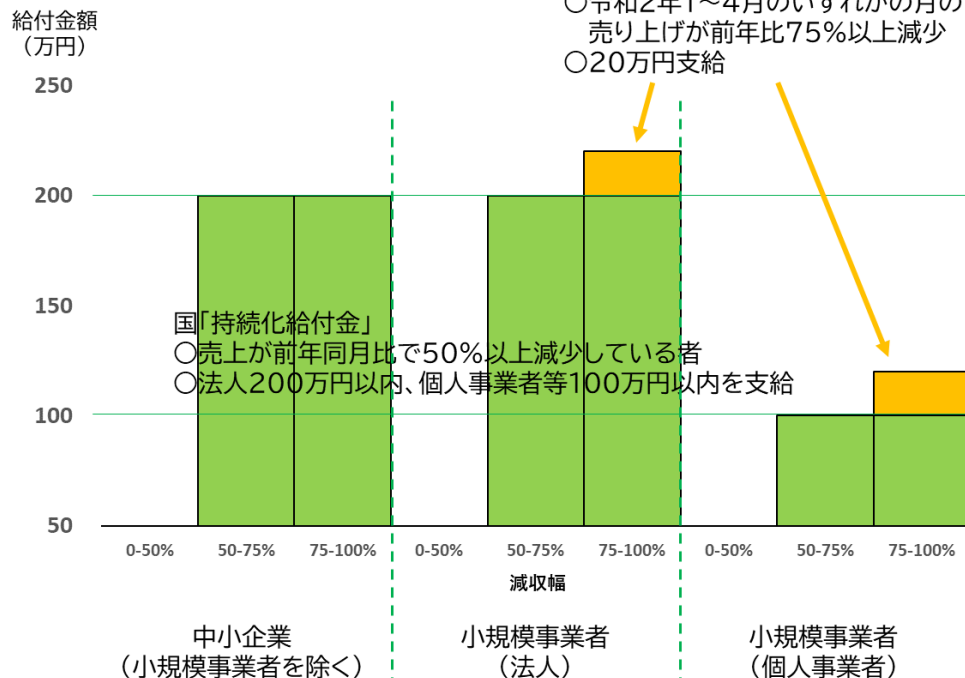
※ 商業・サービス業については従業員5人以下、製造業等については従業員20人以下の事業者(個人事業者を含む)

支援対象者の考え方

特措法に基づく緊急事態宣言の全国への発令等の影響により、下記のような厳しい経営状況に直面している小規模事業者に対し、今後も事業を続けていただくための支援を実施

- 営業を続けているものの、売上げが大幅に減少している者
- 営業を自粛したことに伴い、売上げが大幅に減少している者

(給付のイメージ)



※ 各市町村においては国及び県の取組と連携し、地域の実情を踏まえた支援を検討していただくよう要請予定

(宮崎県商工観光労働部商工政策課)